

議案第6号

関市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

関市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年2月16日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

税務手当を廃止するため、この条例を定めようとする。

関市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

関市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和45年関市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、この条例の施行の日の属する月分として支給する特殊勤務手当から適用する。